

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 47 条の 2 の規定に基づく届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	三重県建設労働組合亀山支部
登録教習機関の住所	三重県亀山市栄町 1 4 8 8 番地の 6 9
事務所の名称	三重県建設労働組合亀山支部 三重建設安全センター
事務所の所在地	三重県亀山市栄町 1 4 8 8 番地の 6 9
登録技能講習（登録番号）	足場の組立て等作業主任者技能講習（第 10-8 号）

変更事項

代表者の職氏名	変更前： 執行委員長 田中 市五郎
	変更後： 執行委員長 並木 要二
変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日

令和 8 年 3 月 27 日

三重労働局長

